

令和8年度鷹岡地区デマンドタクシー実証運行業務委託 〈特記仕様書〉

（適用）

第1条 本仕様書は、富士市（以下「委託者」という。）が実施する「令和8年度鷹岡地区デマンドタクシー実証運行業務委託」（以下「本業務委託」という。）に適用する。

（目的）

第2条 本業務委託は、鷹岡地区でデマンドタクシーを運行することによって、市民の生活交通を確保することを目的とする。

（契約期間及び運行期間）

第3条 本業務委託の委託契約期間は、契約締結日から令和9年2月15日までとする。そのうち、運行期間は、令和8年11月1日から令和9年1月31日までとする。

2 運行期間及び運行日は、各種事情により変更する場合がある。

（運行方法）

第4条 本業務委託は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条に基づく運行とする。

（事業主体と運行主体）

第5条 本業務委託の事業主体は委託者であり、運行主体はプロポーザルにより特定された事業者（以下「受託者」という。）とする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受託者は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 受託者は、本業務委託の全部又は大部分の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（会員登録及び個人情報の取扱い）

第8条 本業務の利用対象者は会員登録を行うものとし、その登録先は「富士市都市整備部都市計画課」とする。なお、登録情報は受託者に貸与するが、本業務委託の目的以外で使用することは禁止する。また、貸与した個人情報は厳重に管理し、漏えい及び不正利用等事故防止に十分配慮しなければならない。

（運行内容）

第9条 本業務委託における運行区域、ダイヤ及び停車場等については、別図のとおりとする。ただし、各種事情により変更することができるものとする。

2 運行方法は、利用前に電話予約を必要とする予約制とし、予約がない場合は運休するものとする。

(運賃)

第10条 本業務委託における利用者が支払うべき運賃は、次の各号によるものとする。

- (1) 1乗車400円の定額とする。なお、小学生は200円とし、未就学児は無料とする。
- (2) 本業務委託では、市内共通回数券（以下「回数券」という。）を利用できるものとする。
- (3) 本業務委託では、免許返納者用富士市内公共交通共通回数券及び公共交通プラチナ回数券を利用できるものとする。
- (4) 本業務委託では、乗継割引券（以下「乗継券」という。）（大人50円割引、小学生30円割引）を利用できるものとする。なお、乗継券の発行は、受託者が運行車内で行うものとする。

2 運賃の徴収は受託者が行い、利用者から徴収した金額は本業務委託の運行収入とする。

(国庫補助)

第11条 本業務委託が国庫補助対象路線の場合は、受託者は申請に係る書類作成やデータ提供等、委託者の要請に従うものとする。

2 補助金の交付申請は委託者が行い、交付された補助金は本業務委託の運行収入とする。

(支援金)

第12条 富士市コミュニティ交通サポート制度要領に基づく支援金については、本業務委託の運行収入とする。

2 委託者が集金する支援金については、委託者の指定する者が集金して受託者に渡すものとする。

(委託料)

第13条 委託料は、運行経費から第10条第2項、第11条第2項及び前条第1項に規定する運行収入を減じた額とし、実績報告書に基づき精算するものとする。なお、運行経費は、実便のメーター料金及び実便の配車に係る経費とする。

2 前項に定めた実便の配車に係る経費は、運行及び配車に関する実績に基づき、委託者と受託者の協議の上、変更できるものとする。

3 受託者が販売した回数券が富士急静岡バス株式会社の運行するバス、岳南電車株式会社の運行する岳南鉄道線及び委託者が運行を委託する他のコミュニティ交通にて使用され、富士急静岡バス株式会社、岳南電車株式会社及び委託者が運行を委託する他のコミュニティ交通の運行事業者から請求があった場合には、その額を支払うものとする。なお、その請求金額は実績報告時に精算するものとする。

(報告書の作成と提出)

第14条 受託者は、各月の利用実績、運賃収入、回数券及び乗継券等について、翌月10日までに使用された回数券及び乗継券を添付して、委託者に報告するものとする。

(支払方法)

第15条 受託者は、委託者に対し、本業務委託完了後速やかに、第13条に基づき精算した金額を請求するものとする。

(安全の確保)

第16条 受託者は、運行の安全確保上必要な措置については、早急にこれを行うとともに、災害発生時等の運行については、委託者と受託者が協議のうえ、必要な措置を講ずるものとする。

2 受託者は、安全の確保及び事故等への対応については、第1項及び第16条に基づく他、委託者から支給される「危機管理マニュアル」(別紙)に沿って行うものとする。

(事故等への対応)

第17条 本業務委託において事故等が発生した場合は、受託者は速やかに「危機管理マニュアル」(別紙)により委託者へ連絡するとともに、その解決に当たるものとする。

(事故等による損害の負担)

第18条 本業務委託の実施に関して生じた事故等による損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は受託者が負担するものとする。

(運行車両等と管理)

第19条 運行車両は受託者が用意する普通車両を用いることとし、受託者は運行に当たり、適正な車両の保管、清掃、整備及び修理等を実施するものとする。

2 駐車場の設置、改修及び修繕は委託者が行い、状態の確認、位置の修正及びお知らせの掲示は委託者と受託者が協力して行うものとする。

(代替車両運行)

第20条 車検、故障及び事故発生等により運行車両の使用が不可能になった場合は、受託者が用意する車両を用いて運行を確保しなければならないものとする。

(利用者への対応)

第21条 受託者は、本業務委託についてサービス業という認識を持ち、言葉遣い等の接客態度には十分注意するものとする。

2 委託者は、本業務委託において、接客態度に対する利用者からの苦情が多い場合は、受託者に対し必要な措置を講じることができるものとする。

(その他)

第22条 受託者は、業務遂行に当たり疑義が生じた場合には、委託者へ速やかに報告し、委託者と協議するものとする。

鷹岡地区デマンドタクシー

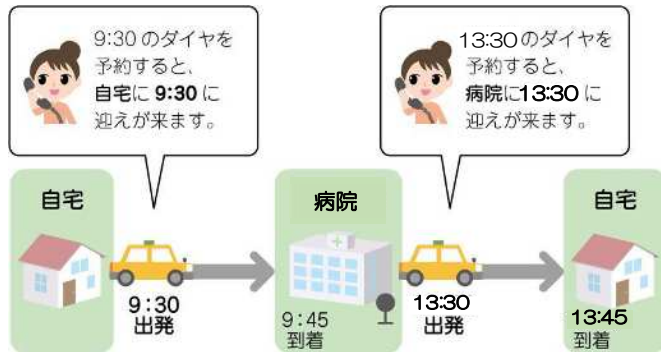
運行内容について



名称 ▶ 「鷹岡地区デマンドタクシー さくら」

ダイヤ ▶ (始発便) 8時30分～(最終便) 18時

| 迎えに行く時間 |
|---------|
| 8:30 |
| 9:30 |
| 10:00 |
| 10:30 |
| 11:00 |
| 11:30 |
| 12:30 |
| 13:30 |
| 14:30 |
| 15:30 |
| 16:30 |
| 17:30 |
| 18:00 |



運賃 ▶ 1乗車 400円 (小学生は200円、未就学児は無料)

駐車場 ▶ 鷹岡地区内 12ヶ所 + 地区外 3ヶ所 = 15ヶ所

【鷹岡地区内】

- ① マックスバリュ富士厚原店
- ② エブリィビッグデー北富士店
- ③ 鷹岡まちづくりセンター
- ④ 富士北郵便局
- ⑤ 入山瀬駅
- ⑥ 富士信用金庫鷹岡支店
- ⑦ 戸田整形外科
- ⑧ のばなクリニック
- ⑨ 鷹の湯
- ⑩ 幸治小児科医院
- ⑪ 鷹岡中学校
- ⑫ 富士西公園

【地区外】

- ⑬ 富士いきいき病院
- ⑭ 杏林堂富士厚原店
- ⑮ 中島眼科

